

三重県専修学校高等課程修業奨学金

制度概要

本制度は、勉学意欲がありながら、経済的な理由により専修学校高等課程で修業することが困難な生徒に対して、無利子で修業奨学金（毎月の「修業費」と入学時のみの「修業支度費」）を貸与し、教育の機会均等が図られることを目的とした制度です。

1 対象者

次のすべての条件を満たす方が対象者となります。

- 1) 三重県内に住所を有する方。（未成年者の場合は、保護者が三重県内に住所を有する方であること。）
- 2) 専修学校高等課程の、就職に結びつく国家資格又は国家資格に準ずる試験の受験資格が得られる学科に在学している方。（語学やアニメーションなどの課程は対象となりません。）

具体例)

美容科≪美容師（国）≫、理容科≪理容師（国）≫、調理師科≪調理師（国）≫、
製菓衛生士科≪製菓衛生士（国）≫、自動車科≪自動車整備士（国）≫

- 3) 高等学校や専門学校などを卒業していたり、在学していない方。
- 4) 同一の世帯に属する全ての方の所得の合計額が、経済状況等を考慮して知事が別に定める基準額以下である世帯に属する方。
- 5) 日本学生支援機構奨学金、母子父子寡婦福祉資金修学資金、社会福祉協議会の修学資金を利用していない方。
- 6) 修業奨学金の貸与を受け、又は専修学校若しくは各種学校の入学者に対する県の補助事業による補助金の交付を受けて専修学校で修業したことがない方。

ただし、次の方は申請の資格がないので注意すること。

- ・ 専修学校において本奨学金の貸与を受けた方で、退学後、専修学校の同一学年以下の学年を重複履修する方。ただし、入学又は編入学の翌年度以降に、退学した学年より上の学年に進級した場合は申請することができる。
- ・ 本奨学金の貸与を受けた方で、奨学金辞退後、同一専修学校等において同一学年以下の学年を重複履修する方。ただし、重複履修の翌年度以降に奨学金辞退時の学年より上の学年に進級した場合は申請することができる。

2 申し込みの期間

1 通常の申し込み

5月1日から6月15日までとする。

なお、奨学金については、4月又は申込書記載の申し込み月に遡って貸与する。

2 予約申込み

中学校在学中、10月1日から11月15日までとする。

3 緊急の申込み

随時とする。この場合は、申し込み日が属する月の当月分から貸与する。

通常の申し込みの受付締め切り後に編入学してきた方、家計が急変した方、又は緊急に奨学金の貸与が必要と認められる方に限り申込みを認めるものとする。

※ 家計の急変とは、主たる家計維持者の失職、破産、会社の倒産、病気、死亡等又は火災若しくは風水害等により家計が急変した場合をいう。

※ 前年の所得では対象とならない方についても、家計の急変により経済的に修学が困難となった方については、貸与の対象とすることができる。この場合、雇用保険受給資格者等により本人が現在失業中であることを確認するとともに、失業手当の給付額や、既に転職した場合にあっては、給与明細などを参考にし、それにより推計される当該年の収入に基づいて収入基準による判定を行うことができる。

3 種類・金額・貸与期間

1 種類

- ① 修業費 毎月修業費。入学時（又は申込み月）から卒業時まで。
ただし、振込は3ヶ月分まとめて年4回行う。

4、5、6月分 7月末

(継続者については、4、5、6月分 6月末)

7、8、9月分 9月末

10、11、12月分 12月末

1、2、3月分 3月末

- ② 修業支度費 入学準備支度金。入学した年度1回のみ。原則、振り込みは7月となる。

2 金額

種類	区分	通学状況	貸与額
修業費	国公立	自宅通学者	月額 18,000円
	国公立	自宅外通学者	月額 23,000円
	私立	自宅通学者	月額 30,000円
	私立	自宅外通学者	月額 35,000円
修業支度費	国公立		40,000円又は80,000円
	私立		50,000円又は100,000円

※ 修業費、修業支度費ともに貸付利率は**無利子**です。

3 貸与期間

基本的には、年度始めの月（4月）、又は申込日が属する月から、在学する専修学校を卒業する日の属する月までである。

ただし、奨学生となった年度の翌年度以降、毎年4月末日までに世帯状況報告書の提出が必要である。

なお、疾病その他の事由により休学をした場合などには、異動届にて休学・復学の届け出を行い、休学期間の貸与はしない。ただし、その該当者が留年などにより、正規の修業期間を超えて在学することとなった場合には、正規の修業期間に相当する月数の範囲内で貸与延長を申し込むことができる。

4 打ち切り

下記の1から7に該当する場合は、奨学金の貸与を打ち切る。本人から異動届、借用証書、返還明細書を提出すること。

- 1 三重県内に在住しなくなったとき
- 2 専修学校を退学したとき
- 3 高等学校に入学したとき
- 4 同一の世帯に属する全ての方の所得の合計額が経済状況等を考慮して知事が別に定める基準額を超えたとき
- 5 日本学生支援機構の第一種奨学金、社会福祉協議会の修学資金、県の母子父子寡婦福祉資金を受けることになったとき
- 6 本制度の貸与を受けることを辞退したとき
- 7 その他、虚偽の申込の発覚などによるとき

5 返還・猶予・免除

1 返還

卒業後（打ち切りの場合も同様）、半年間据え置いた後、12年以内に「月賦・半年賦・年賦」のいずれかの方法により返還していただきます。

繰上げ返還は可能です。（電話にてご連絡ください。）

2 猶予

災害、疾病又はやむを得ない事由によって返還が困難になったときは、その事由が発生してから1年以内に限り、返還を猶予することができる。申請が必要です。

※ 災害、病気、怪我などを証明する書類が必要です。

3 免除

(1)～(2)の理由により修業奨学金を返還することが著しく困難と認められるときは、貸付残高の全部又は一部を免除します。申請が必要です。

(1) 本人が死亡したときは、残高は全額免除します。

(2) 心身の重大な障害

① 医師の診断書により心身の障害の程度が第1級であり就労が無理な場合は、残高は、全額免除します。

② 医師の診断書により心身の障害が第2級に相当する場合は、残高の4分の3を免除します。